

令和2(2020)年4月24日

保護者様

神戸大学附属中等教育学校
校長 井上 真理

新型コロナウイルスに関連する本校における対応について(第12報)

本校では当面5月6日(水)までを臨時休業期間としています。5月7日(木)以降に生徒の登校を再開するのか、臨時休業を延長するのか、判断の時期が近づいています。本報では、登校再開についての本校の考え方、及び登校再開後の登校のあり方についての本校の考え方等を中心にお知らせいたします。

今後も感染拡大防止を最優先とし、生徒・保護者と学校のつながりが損なわれることのないように努めてまいりますので、御理解・御協力のほどよろしくお願いいたします。

内容：

- 1 【再掲】 当面5月6日(水)までを臨時休業とします
 - 2 【新規】 登校再開についての本校の考え方
 - 3 【新規】 登校再開後の登校のあり方についての本校の考え方
 - 4 【再掲】 生徒の支援体制について
 - 5 【再掲】 学習その他のサポート体制について
 - 6 【再掲】 本校教職員は在宅勤務をしています
 - 7 【再掲】 教育・研究活動に係るICT環境調査への協力をお願い
 - 8 【新規】 各種奨学金の御案内
 - 9 【新規】 7回生(第6学年)より2点連絡
 - 10 【更新】 本校就学が困難となったとき
 - 11 【更新】 生徒が感染した(と疑われる)とき、濃厚接触者となったとき
 - 12 【新規】 次回第13報について
- 各種奨学金の御案内
 - 高等学校等家計急変支援金について

※ 状況が刻々と変化することが考えられます。4月24日正午現在の対応のお知らせとなります。

※ 本校webサイト <http://www.edu.kobe-u.ac.jp/kuss-top/index.html>

※ 本校宛緊急メール kuss-emergency@edu.kobe-u.ac.jp

※ 件名に「学年・クラス・生徒名、主な要件」、本文で連絡事項の詳細をお知らせ下さい。

※ 本校電話 078-811-0232 本校FAX 078-821-1504

※ 電話は平日の8:40~17:00で対応可能、それ以外は留守番電話対応となります。

1 【再掲】 当面5月6日(水)までを臨時休業とします

新型コロナウイルスの感染拡大状況に鑑み、当面5月6日(水)までを臨時休業期間とします。臨時休業の期間は、授業、考査、特別活動、部活動等を学校は実施しません。この間の生徒は「自宅待機」とします。

2 【新規】登校再開についての本校の考え方

(1) 登校再開を考える原則

以下を原則として生徒の登校再開の期日を判断します。

- ① 人命保護と感染拡大の抑制を最優先とします。
- ② 次のいずれかに該当する場合、登校を再開せず臨時休業とします。
 - a. 兵庫県を対象に緊急事態宣言が発出されている。
 - b. 現に新型コロナウイルス感染症陽性である教職員がいる。
 - c. 現に新型コロナウイルス感染症陽性である生徒がいる。
- ③ ②の a. ～c. のすべてに該当しなくても、地域の感染状況等を考慮して神戸大学、附属学校部または本校の判断で登校を再開せず臨時休業とすることがあります。

(2) 登校再開を考える根拠

以下に挙げる文部科学省事務次官通知を登校再開の判断の根拠としています。いずれも文部科学省HP「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html で閲覧することができます。

- ① 令和2年3月24日付・元文科初第1780号「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）」
- ② 令和2年4月1日付・2文科初第3号「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」の改訂について（通知）」

※ 令和2年4月7日改定、令和2年4月17日変更

3 【新規】登校再開後の登校のあり方についての本校の考え方

登校再開後も、人命保護と感染拡大の抑制が最優先であることに変わりはありません。その上で、平常授業の再開及び授業時数の確保を優先することとします。

(1) 生徒登校の段階的再開

生徒の登下校や学校滞在時における

「登下校で生じる感染リスク（主に通勤時間帯の公共交通機関の利用によるリスク）」と

「学校滞在中で生じる感染リスク（密閉・密集・密接、滞在時間、飲食によるリスク）」

を低減するために、感染拡大・収束状況に応じて下記のいずれかの段階から登校を再開し、2週間程度を単位としていくつかの段階を経て通常の態勢に戻すことを想定しています。

第1段階：生徒の健康状況を確認し、心や学びの相談に対応する段階

- 偶奇学年別隔日登校、時差登下校 10時頃に登校、12時頃に下校
- 1クラスの生徒が2教室へ分散入室する。
- HRや面談を2時間程度実施する。学年の状況によっては授業を開始する。
- 在校生については「始業式」、新入生については「入学式」に相当する行事を検討する。

第2段階：生徒の安全を確保し、学びを徐々に開始する段階

- 時差登下校 10時頃に登校、14時頃までに下校
- 昼食の摂食を開始する。
 - ※ 給食はなし、食事前の手洗いを徹底、飛沫感染防止のため対面の食事を回避
- 4時間程度の授業を実施する。

第3段階：生徒の安全を確保し、学びを徐々に充実していく段階

- 時差登下校 10時頃に登校，15時30分頃に下校
- 6時間程度の授業を実施する。

第4段階：生徒の安全を確保し、学びを徐々に平常時に回復する段階

- 平常登校，早期下校 16時までに下校
- 40分授業で通常の6または7時間の授業を実施する。

第5段階：生徒の安全を確保し、学びを平常時に回復する段階

- 平常登校，早期下校 17時までに下校
- 50分授業で通常の6または7時間の授業を実施する。

第6段階：生徒の安全を確保し、教育活動を平常に実施する段階（通常の態勢）

- 平常登校，平常下校

なお、部活動等の放課後の生徒の主体的活動は、原則第5段階以降に実施することを想定しています。

(2) 教務上の取り扱い

① 基本的な考え方

人命保護及び感染拡大の抑制の観点から、生徒及び保護者に対して無理に登校を促すことはしません。生徒個々の体調や居住地域の感染状況等への配慮が必要であるため、御家庭の登校の可否判断を尊重します。

御家庭における登校の可否判断により生徒が進級判定等において不利にならないように配慮します。

② 風邪の症状が見られる場合

- a. 発熱等の風邪の症状が見られるときは、ためらわずに自宅休養してください。
- b. 登校後に体調不良(倦怠感・息苦しさ等)や発熱が分かった場合は、下校して自宅で様子を見るように本人・保護者に要請します。
- c. 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いたり、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合は、医療機関や最寄りの保健センター等に相談する等を強く要請します。

③ 出欠の取り扱い

次のいずれかに該当する場合は、保護者と連絡をとった上で、「出席停止」または「公欠」の措置を取ります(欠席扱いとはしない)。a.～d.の場合は治癒するまで、e.の場合は感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間、「出席停止」または「公欠」扱いとします。

- a. 発熱等の風邪の症状がある場合
- b. 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続く場合
- c. その他、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合
- d. 医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
- e. 新型コロナウイルスに感染者の濃厚接触者となった場合
- f. 感染の心配から保護者の判断で生徒に登校させない場合

④ 授業中の感染に関する配慮

- a. 各教科等の指導に当たっては、教室等のこまめな換気の徹底や、飛沫を飛ばさ

ないよう、咳エチケットの要領でマスクを装着する等を指導します。また、共用の用具や備品を使用させる場合は、使用後手洗いをするように指導します。

- b. 感染の可能性が高い一部の実技指導などにおいては、年間指導計画の中で指導の順序の変更することや、少人数で密集せずに距離をとって行う等工夫します。

⑤ 考查中の欠席

- a. 保護者と連絡をとりあって生徒の健康状態を確認します。
- b. ③の a. ～f. のいずれかに該当する場合は、保護者・生徒に自宅療養をするよう要請します。「出席停止」または「公欠」の措置を取り、見込点算出の際は不利にならないように取り扱います。
- c. その他判断が難しい場合は、養護教諭等と協議した上で別室受験を検討します。

(3) 補足

- ① 神戸市バス 19 系統及び 39 系統は、時差登校(第 3 段階まで実施)の時間帯は甲南医療センター先行となります。生徒と他の乗客間の感染防止の観点から、生徒の乗車は不可とします。

阪急御影駅利用生徒は徒歩(約 15 分)で、阪神御影駅・JR 住吉駅利用生徒は 38 系統で赤塚橋又は白鶴美術館バス停で下車し徒歩(約 10 分)での登校となります。

- ② 平常授業の再開及び授業時数の確保を優先することとします。そのため、長期休業の縮減や学校行事の精選が不可避と考えています。
- ③ 密閉を避けるため、教室や廊下の換気をこまめに行います。エアコンが十分に活用できないため、服装については弾力的に対応します。
- ④ 消毒液、マスク等、感染防止グッズの確保に努めます。
- ⑤ 冷水機の使用は禁止します。
- ⑥ 感染に関わって、いじめや差別、及びそれと疑わしき事象が起こらないよう指導します。
- ⑦ 登校しない期間が比較的長期にわたる場合は、過負担にならない程度の課題を課し評価材料とすることがあります。
- ⑧ 今後のこととして、以下の点が検討課題と考えています。
 - a. 生徒とのインタラクティブな意思疎通手段を確保すること。
 - b. オンライン授業の実施の可能性を探ること。

4 【再掲】生徒の支援体制について

- (1) 当面の休業期間である 5 月 6 日(水)までは、「登校可能な日」を設定しないこととします。学級担任などによる懇談等を御希望の場合、緊急メールでお知らせください。
- (2) スクールカウンセラーによるカウンセリングについては、下記の通りの対応といたします。

- ① 当面の休業期間である 5 月 6 日(水)まで、学校でのカウンセリングは行いません。
- ② 相談を強く希望される場合、臨時休業期間中に限り下記連絡先にてメール相談で対応いたします。ただし、返信には相応の時間を要しますことをお含み置きください。

連絡先 kuss-sc@edu.kobe-u.ac.jp

今後の対応に変更がありましたら再度お知らせいたします。現時点で担当者とやり取

りをされている方へは別途御連絡させていただきます。

5 【再掲】学習その他のサポート体制について

現在、本校から御家庭での連絡等は本校 web ページ、まち comi メール及び郵送で、御家庭から本校への連絡などは緊急メールで行っていますが、休業期間の延長により、他に有効な意思疎通の手段をとることができないか検討しています。

今後の休業期間中に課題を課す等の場合は、従来通り本校 web サイト及びまち comi メールを用いて各学年より御連絡いたします。

6 【再掲】本校教職員は在宅勤務をしています

休業期間中、本校の教職員も在宅勤務をさせていただきます。

在宅勤務の時期や期間は個々で異なります。平常時と同様に本校へ御連絡いただくことはできますが、本校からのお返事が平常時より遅れることがあります。御了承ください。

7 【再掲】教育・研究活動に係るICT環境調査への協力をお願い

政府のGIGAスクール構想及び本校が今年度よりスーパーサイエンスハイスクールに指定されたことを受け、本校の教育・研究活動をより豊かなものとするために生徒及び御家庭のICT環境を調査することといたしました。既に多くの保護者から回答をいただいています。ありがとうございます。回答がまだの方は4月27日(月)までの御回答をよろしくお願いいたします。右上のQRコード、<https://forms.gle/WsBrMCe3EXgKJbi4A>または4月15日付「新型コロナウイルスに関連する本校における対応について(第11報)」4、5ページから回答していただくことができます。



8 【新規】各種奨学金の御案内

諸団体から奨学金の案内が届いています。資料を本報に掲載していますので、奨学金の利用を御希望される場合は資料に従って手続きをお願いいたします。

9 【新規】7回生(第6学年)より2点連絡

7回生(第6学年)については、進路選択に関わって連絡があります。

(1) 電話・ビデオ等オンライン面談(生徒本人と担任教員の2者面談)実施について

6年生は進路実現が目前に迫っていますので、早い段階で生徒のみなさんと担任教員が意思疎通を深めておく必要があります。つきましては、すでに始まっているクラスもあるかと思いますが、各家庭へ担任教員より電話(システム要件がそろえばビデオ等オンライン)面談を実施させていただきます。予定はとくに設けずに短時間でのやりとりとなりますが、御理解・御協力いただきますようよろしくお願いいたします。なお、御不在の場合は、改めて御連絡させていただきます。

(2) 日本学生支援機構(JASSO)奨学生案内について

先週4月16日(木)に、まち comi メールにて「日本学生支援機構(JASSO)からの大学等奨学生予約採用申込関連書類」の御案内をさせていただき、御興味や御入り用の方には、その旨を緊急メールにて本日24日(金)までにお知らせいただきますよう御案内差し

あげております。まだ御連絡いただいていない方は至急お知らせいただきますようお願いいたします。

なお、当該の書類につきましては、4月27日(月)以降本校から御家庭へ送付させていただきます。

10 【更新】本校就学が困難となったとき

この度の感染拡大により、各事業所でも業務縮小や休業等の報道があります。家計状況の急変等により生徒のみなさんの本校就学が困難になった等の場合、本校までお知らせください。本校でできる範囲の就学支援を御紹介いたします。

本報では「国の設置する高等学校等に係る高等学校等家計急変支援金」を御紹介します。対象者は、後期課程に在籍し「保護者等の失職、倒産などの家計急変による経済的理由から授業料の納付が困難な」と認められるもので、支給額は本校の授業料と同額、支給期間は収入状況が課税証明書に反映されるまで(就学支援金の対象となるまで)となっています。制度の概要の説明資料として、他校のものとなりますが本報に掲載しています。

11 【更新】生徒が感染した(と疑われる)とき、濃厚接触者となったとき

休業期間中、生徒が新型コロナウイルスに感染したり感染が疑われたりする場合や、濃厚接触者となった場合は、緊急メールでその旨を必ず連絡していただくようお願いします。

なお、国立感染症研究所感染症疫学センターによる「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」令和2年4月20日版 <https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-02-200420.pdf> では、用語の定義について次の通りとなっていますのでお知らせします。

- (1) 「患者(確定例)」とは、「臨床的特徴等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者」を指す。
- (2) 「疑似症患者」とは、「臨床的特徴等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、新型コロナウイルス感染症の疑似症と診断された者」を指す。
- (3) 「患者(確定例)の感染可能期間」とは、発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状(以下参照)を呈した2日前から隔離開始までの間、とする。
 - 発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など
- (4) 「濃厚接触者」とは、「患者(確定例)」の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。
 - ① 患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
 - ② 適切な感染防護無しに患者(確定例)を診察、看護若しくは介護していた者
 - ③ 患者(確定例)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者

12 【新規】次回第13報について

次回第13報は来週半ばの4月28日前後に配信予定です。5月7日に登校再開となった場合の本年度年間行事予定表を掲載する予定です。

※このしおりは奨学金申請後も大切に保管してください

中学3年生と保護者のみなさんへ

2004

あしなが高校奨学金 (無利子貸与+給付)

高校奨学生予約募集のしおり 【2021年度進学者用】

申込みできる方

中学3年生で、高等学校（定時制・通信制を含む）、高等専門学校、特別支援学校高等部、大学受験資格を得られる3年制の専修学校高等課程の1年生に進学を希望していて、次にあてはまる生徒。

保護者（父または母など）が、病気や災害（道路上の交通事故を除く）、自死（自殺）などで死亡、または保護者が1～5級の障害認定（注1）を受けていて、経済的な援助を必要としている家庭の子ども。

（注1）次の障害認定を受けている場合をいいます。

身体障害者福祉法、国民年金法、厚生年金保険法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、労働者災害補償保険法に定める第1級から第5級



ASHINAGA
あしなが育英会

募集人数 1,500人程度

申請のしめきり

1次=2020年 7月31日

2次= // 12月15日

3次=2021年 2月28日 いずれも消印有効

※先着順ではありませんが、審査結果が早くわかる1次や2次しめきりに申請されることをお勧めします。

奨学金の内容

この奨学金は「無利子貸与+給付」型です。貸与のみ、給付のみの選択はできません。

貸与部分は卒業の半年後から20年以内に返還していただきます。経済的事情などで返還困難であることが認められた場合は、返還を先に延ばすことができます（詳しくは3ページ）。

1. 奨学金の金額

(1)国公立校生=月額45,000円（うち貸与25,000円、給付20,000円）

(2)私立校生=月額50,000円（うち貸与30,000円、給付20,000円）

【私立高校入学一時金（貸与30万円）制度もあります】

2. 奨学金を受けられる期間

2021年4月分から卒業（最短修業年限）まで。第1回目の送金は2021年6月です。

3. 送金方法

3か月ごとに3か月分の奨学金を、直接本人名義のゆうちょ銀行の口座に送金します。

お問い合わせ・提出書類送付先 一般財団法人あしなが育英会 奨学課

〒102-8639 東京都千代田区平河町2-7-5 砂防会館4階

FAX (03)3221-7676 E-mail shougaku@ashinaga.org ホームページ www.ashinaga.org

フリーダイヤル 0120-77-8565（平日9時～17時）

申請から奨学生採用までの手続き

※下記の1～5の中で(☆)の印があるところが申請者または保護者が行なう手続きです。

1. (☆)「高校奨学生申請書」などの郵送

「高校奨学生申請書」など必要な書類（詳しくは別紙）をあしなが育英会に郵送してください。
在学している中学校を通じて郵送しても問題ありません。学力は問わず、一つの学校から何人でも応募できます。また、申請書はコピーをして使用してもかまいません。あしなが育英会のホームページからもダウンロードできます。

2. 審査

申請書の内容を審査し、不備があった場合は郵便などで不備照会をします。
不備照会が届いたら、期日までに回答してください。

3. 結果のお知らせ（1次=2020年10月中 2次=2021年2月中 3次=3月中）

申請者または在学中学校経由で審査結果を郵送でお知らせします。

4. (☆)正式採用手続書類の送付（2021年3月下旬）と提出

予約採用決定者が奨学生として正式に採用されるには「在学証明書および誓約書」などを提出しなければなりません。これらの提出書類は2021年3月下旬にお送りしますので4月20日までに返送してください。

5. 奨学生採用のお知らせ（2021年6月上旬）

正式採用手続きが完了した方に対し、申請者と在学高校にそれぞれ郵送でお知らせします。

奨学金の交付から終了まで

1. 奨学金の送金

第1回目の奨学金の送金日は2021年6月10日（土日祝日の場合はその前日）です。
私立高校入学一時金（貸与30万円）も同時に送金されます。
2回目以降の送金は8月、11月、2月、5月の10日（土日祝日の場合はその前日）です。

2. 在籍確認の報告（年3回）・生活状況報告書の提出（毎年度末1回）・借用証書（卒業時）

奨学生が在籍していることを確認するため、定期的に学校に在籍状況の報告を求めます。
また、奨学生には年度末に生活状況報告書で一年間の学校生活について報告していただき、卒業するときには奨学金借用証書を提出していただきます。
定められた期日までに提出がないときは、奨学金の交付が止まる場合があります。

3. つどい（年1回・夏）

毎年夏休みに「つどい」という合宿行事を実施しています。高校奨学生は2泊3日の日程で、全国8会場で開催。大学生のリーダーや同じ地域の高校奨学生と一緒に、進路や将来について考えます。交流ゲームや班別の語り合いなどで打ち解けあい、お互いの仲が深まります。あしなが育英会は奨学生のみなさんに、高校在学中に1度はつどいに参加するようお願いしています。

4. 奨学金の終了

次のことがあったときには、奨学金の交付が終了します。

- ①満了：交付期間が終了したとき。
- ②退学：学校を退学したとき。
- ③辞退：奨学金を辞退したとき。
- ④廃止：学校処分等などにより奨学生として適当でないと判断されたとき。
- ⑤死亡：奨学生本人が死亡したとき。

5. 奨学金の返還

退学などにより奨学生の資格を喪失しているにも関わらず、報告を怠るなどで奨学金を受け取った場合、その間の奨学金は貸与・給付ともに即時返還していただきます。

なお、在籍中に交付された奨学金は、通常どおり貸与部分のみ20年間以内に無利子で返還していただきます。

私立高校入学一時金制度

予約採用決定者で、私立校に入学した人に対して「私立高校入学一時金」（30万円）を貸与する制度があります。申請書は、正式採用手続書類（2021年3月下旬送付）に同封します。審査の結果、決定者には2021年6月10日（土日祝日の場合はその前日）に送金予定です。返還は高校奨学金に含まれます。

進学仕度一時金制度

高校卒業後に大学、短大、専門学校等へ進学予定の高校奨学生3年生に対して、「進学仕度一時金」（40万円）を貸与する制度があります。申請書は、8月に高校奨学生の3年生に送ります。審査の結果、決定者には高校3年生の10月中旬に送金します。返還は高校奨学金に含まれます。

大学・専門学校・大学院奨学金制度

大学奨学金（月7万円または8万円）、専門学校奨学金（月7万円）、大学院奨学金（月12万円）制度があります。

高等専門学校・5年一貫制の高等学校について

高等専門学校および5年一貫制の高等学校は、1～3年生までを高校奨学生として交付します。4、5年生の奨学金を希望する場合は専門学校奨学生制度に申請が必要なので、高校3年生（予約募集）もしくは4年生（在学募集）の春に申請してください。

奨学金の返還の方法

1. 返還の期間

貸与部分の奨学金は、卒業の半年後から20年以内に、年に1回払・半年に1回払・毎月払のいずれかの方法で返還していただきます。

なお、大学・専門学校・大学院などに在学している間や卒業後も経済的事情などで返還が困難であることが認められた場合は、返還を一時的に停止し先に延ばすこと（猶予）ができます。

【奨学金返還の例】

国公立高校で月額45,000円の奨学金を3年間利用した場合、貸与総額は90万円になります。20年で返還するときは、毎月払で約4千円となります。

2. 奨学金および入学一時金の利息

無利子です。

3. 返還の免除

奨学生本人が死亡、または重度心身障害を負うなどで奨学金の返還が不能になった場合は、全部または一部が免除されることがあります。

【個人情報の保護について】

申請時に取得した個人情報は、奨学金交付・返還業務のために利用されます。この目的の適正な範囲内において、いただいた情報は、学校・金融機関・業務委託先に必要に応じて提供されます。

あしなが育英会 とは

病気や災害、自死（自殺）などで親が死亡、または障害を負っている家庭の子どもたちを物心両面で支える一般財団法人です。国などの補助金・助成金は受けず、継続してご支援くださる「あしながさん」や全国の街頭での「あしなが学生募金」などで頂いた寄付金ですべて運営しています。

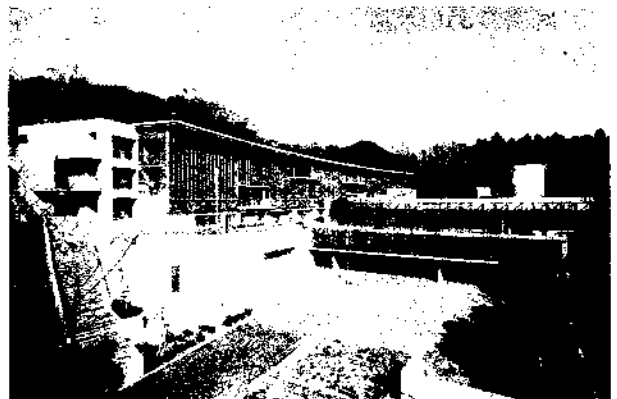
●「奨学生のつどい」

毎年夏休みに「つどい」という合宿行事を実施しています。高校奨学生の「つどい」は2泊3日の日程で、全国8会場で開催。レクリエーションや大学生との対話を通じて将来のこと、進学のこと、家族のことを考えることができる、きっかけがたくさん詰まったイベントです。また、大学・専門学校奨学生の初年度採用者を1か所に集めて行う「つどい」は4泊5日の日程で開催。有意義な学生生活を送るためにどうするかを考えてもらうため、卒業生や社会で活躍する著名人、海外の若者など多様な人材も招き、様々な刺激に触れる機会をつくっています。参加者の多くは、「つどい」で夢を見つけ、一生の仲間を得たと言い、参加満足度は9割を超えています。

●大学生のための学生寮「あしなが心塾」(東京)・「虹の心塾」(神戸)

東京都日野市の「あしなが心塾(こころじゅく)」と兵庫県神戸市の「虹の心塾」の2つの学生寮を運営しています。

寮費(塾費)は、光熱費なども含め朝夕の2食付きで月1万円です。しかし、ただの安宿ではありません。「あしながさん」をはじめ全国の方々のご寄付によって建てられた心塾は「世のため人のために活躍する人材の養成」の場で、豊かな人間教育と実力を養成する学生寮です。



①清掃と挨拶励行・礼儀を重んじる、②4人部屋で切磋琢磨する、③海外研修や語学講座——など、大学の授業の他にこれら心塾独自のカリキュラムに真剣に取り組み自分を鍛えれば、厳しい社会でも生き抜いていける力が育ちます。入塾(入寮)希望者は直接、それぞれの心塾にお問い合わせください。

あしなが心塾(写真) : 住所: 東京都日野市百草892-1 電話: 042-594-7766

最寄り駅: 京王線「百草園」駅から徒歩20分

虹の心塾 : 住所: 神戸市東灘区本庄町1-7-3 電話: 078-453-2418

最寄り駅: JR「甲南山手」駅から徒歩10分

●「レインボーハウス(虹の家)」での心のケア活動

阪神・淡路大震災で親を亡くした子どもたちの心に七色の虹がかかるようにと、1999年、神戸に日本初の親を亡くした子どもたちの癒しの家「神戸レインボーハウス」が完成。さらに、心のケアは病気や災害、自死などで親を亡くした子どもたちにも広がり、2006年には東京・日野市に「あしながレインボーハウス」を開設。また、東日本大震災で親を亡くした子どもたちのために「仙台レインボーハウス」、「石巻レインボーハウス」、「陸前高田レインボーハウス」が2014年にオープンしました。

「全国小中学生遺児のつどい」に参加しませんか

全国の親を亡くした子どもたちを対象にした2泊3日の「全国小中学生遺児のつどい」を「あしながレインボーハウス」(東京)で開催しています。また首都圏及び近郊などの親を亡くした子どもを対象にした日帰りプログラムも実施しています。ゲームで交流するほか、タケノコ堀りなど豊かな自然を利用したプログラムも盛りだくさん。また保護者の方々の語り合いも大切にしています。詳しくは「あしながレインボーハウス(電話042-594-2418)」にご連絡ください。

交通遺児育英会 奨学生募集要項

公益財団法人 交通遺児育英会

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-1 平河町ビル3F

電話 03-3556-0773 (直通) 0120-521286 (フリーダイヤル)

(受付時間：9:00～17:30 土、日、祝祭日、本会の休業日を除く)

ホームページアドレス <https://www.kotsuuii.com>

1. 事業の目的

保護者等が道路における交通事故で死亡したり、重い後遺障害で働けないため、経済的理由で修学が困難な高等学校以上の生徒・学生に奨学金を貸与して、教育の機会均等を図り、社会有用の人材を育成することを目的としています。

2. 設立の経緯

昭和43年、衆議院交通安全対策特別委員会で「政府は交通遺児に対する援護と、高等学校等の修学資金貸与を行う財団法人の設立と助成に配慮すべきである」という趣旨の決議がなされました。その背景には、交通遺児救済策の一つとして、母親たちの切なる願いである、遺児の高校進学を目的とする運動の推進と世論の盛り上がりがあったのです。政府は閣議で特別委員会決議を了承し、昭和44年5月2日、財団法人「交通遺児育英会」が設立されました。

3. 実績

過去51年間に、高等学校・高等専門学校・大学・短大・大学院・専修学校生57,032人に奨学金を貸与し、その累計額は555億円です。(令和2年3月現在)

令和2年度奨学生の募集について

(公財)交通遺児育英会の奨学生募集には、進学前に奨学金の貸与を予約する予約募集と、進学後に申し込む在学募集があります。

記

(1) すべての奨学生に共通の応募資格

保護者等が自動車やバイクの事故など、道路における交通事故で死亡したり、重い後遺障害のために働けず、経済的に修学が困難な生徒・学生であること。応募者が生まれる前に保護者が後遺障害となった場合も含まれます。(申込時25歳までの人)

※本会の規定する後遺障害とは、自動車損害賠償保障法施行令別表第1及び別表第2の第1級から第7級までの障害、又は、身体障害者福祉法の第1級から第4級までの障害です。

(2) 学校別応募資格等

① 高等学校・高等専門学校奨学生

応募資格：在学応募；現在、高校・高専に在学している生徒。

予約応募；令和3年4月に高校・高専に進学予定の中学3年生。

募集期限：在学募集；令和3年1月31日。

第1次予約募集；令和2年8月31日。第2次予約募集；令和3年1月31日。

② 大学・短期大学奨学生

応募資格：在学応募；現在、大学・短大に在学している学生。

予約応募；令和3年4月に大学・短大に進学予定の者。

募集期限：在学募集；令和2年10月31日。

第1次予約募集；令和2年8月31日。第2次予約募集；令和3年1月31日。

③ 大学院奨学生

応募資格：在学応募；現在、大学院に在学している学生。

予約応募；令和3年4月に大学院に進学予定の者。

募集期限：在学募集；令和2年10月31日。

第1次予約募集；令和2年8月31日。第2次予約募集；令和3年1月31日。

④ 専修学校奨学生

応募資格：国の省庁の認可または都道府県知事の認可を受けた専修学校専門課程ならびに専修学校高等課程で、修業年限1年以上の課程に在籍している生徒。(いわゆる無認可校や予備校の生徒は不可)。

在学応募；現在、専修学校に在学している生徒。

予約応募；令和3年4月に専修学校に進学予定の者

募集期限：在学募集；令和2年10月31日。

第1次予約募集；令和2年8月31日。第2次予約募集；令和3年1月31日。

(3) 奨学金の種類と貸与額

① 奨学金の月額 (各四半期の中の月である5月・8月・11月・2月に3ヶ月分ずつ貸与。無利子)

学 校	奨学金月額 (貸与・一部給付あり)	募集人数
・高等学校 ・高等専門学校1・2・3年生	2万円・3万円・4万円から選択	400人
・大学・短期大学 ・高等専門学校4・5年生	4万円・5万円・6万円から選択 (うち2万円は給付)	300人
・大学院	5万円・8万円・10万円から選択 (うち2万円は給付)	20人
・専修学校専門課程	4万円・5万円・6万円から選択 (うち2万円は給付)	150人
・専修学校高等課程	2万円・3万円・4万円から選択	

☆各学校の専攻科にも貸与できます。 ☆貸付期間は各学校の最短修業年限まで

② 入学一時金 (1年生入学後希望者に貸与。無利子)

学 校	入学一時金の額 (全額貸与)	募集人数
・高等学校 ・高等専門学校	20万円・40万円・60万円から選択	300人
・大学・短期大学	40万円・60万円・80万円から選択	200人
・専修学校専門課程	40万円・60万円・80万円から選択	100人
・専修学校高等課程	20万円・40万円・60万円から選択	

(注) 大学院及び各専攻科奨学生には貸与されない。

③ 進学準備金の貸与 (本会高校奨学生3年生で、大学・専修学校奨学生予約申込者のうち希望者)

学 校	進学準備金の額 (全額貸与)	募集人数
・高校奨学生でかつ大学予約、専修予約申込者	40万円・60万円・80万円から選択	100人

(注) 進学準備金の貸与を受けた者は、進学後の入学一時金は貸与されない。

(4) 奨学金の併用等

① 他の奨学金制度と併せて利用してもよい。② 同一世帯、同一学校から何人でも応募できます。

(5) 申し込み方法

- ① 応募書類は、本会奨学課に電話でお申し込みください。該当する学校の「奨学生募集案内・願書」を郵送いたします。また、インターネットの当会ホームページからでも応募書類関係のダウンロードが可能です。
- ② 応募書類中の「願書」に必要事項を記入の上、添付書類をととのえ、本会まで提出願います。

(6) 返還について

- ① 奨学金や入学一時金は貸与終了(卒業)後に6か月据え置いてから20年以内の分割返還となっています。月賦、半年賦、年賦の方法を選択できます。
- ② 上級の学校に在学中や病気などの場合は、返還を猶予する制度があります。

(7) 奨学金以外の制度や事業 (概要)

- ① 全国の高校奨学生と保護者が一堂に会する「つどい」(旅費・宿泊費等は当会負担)
- ② 高校奨学生の海外語学研修(夏休み期間中の3週間、旅費・宿泊費等は当会負担)
- ③ 自動車運転免許補助(上限15万円で教習所費用の半額を給付)
- ④ 学生寮「心塾」
 - ・東京学生寮:東京都日野市、当会所有の学生寮、新宿駅まで約1時間、朝夕2食付で月額1万円、男子棟・女子棟の別で全室個室
 - ・関西学生寮:民間学生会館の借り上げ方式の寮、大阪・兵庫・京都に42カ所、朝夕2食付で月額15,000円~25,000円、全室個室、各会館はマンション並み
- ⑤ 家賃補助(東京と関西以外の大学や専門学校に在学、通学のためのアパート等の家賃の補助、月額15,000円を給付)

(令和2年3月作成)

2020年度 高校奨学生募集要項

今年度より、奨学金応募のインターネット受付を開始します。

1. 応募資格 次の事項に該当する者。
 - ①日本の各高等学校（高等専門学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校を含む）に在学している韓国人・朝鮮人学生（特別永住者証明書・在留カード・外国人登録証明書の国籍表示が韓国もしくは朝鮮）。
 - ②成績優良（原則として前学年度の評定平均値3.0以上）であり、学費の支弁が困難な者。
 - ③他の同胞奨学機関から奨学金を受けていない者。
 - ④2020年4月1日現在、満25歳未満の者（継続応募者は除く）。
2. 募集人数 未定（2019年度採用実績 621名）
3. 応募方法と募集期間
 - ①一括郵送受付：2020年4月8日（水）～5月11日（月）（消印有効）
 - ②インターネット受付：4月8日（水）10:00～5月7日（木）17:00※インターネット受付を利用した場合でも、応募書類の証明書等は5月11日（消印有効）までに別途郵送が必要。詳細は「応募手続きの流れ」を参照
4. 奨学金金額 奨学金金額 月額10,000円
と給付期間 給付期間は1年間（2020年4月～2021年3月まで）
※継続受給を希望する者は、新学年度ごとに再応募し審査を受けなければならない。
※本会の奨学金は給付制であり返還の義務はない。
5. 応募書類
 - ①願書（3枚） 1通（本会所定様式）
※インターネット受付の場合は2枚
 - ②学業成績証明書 1通（親展にすること）
 - ③~~学校長推薦書 1通（本会所定様式：親展にすること）~~
 - ④在学証明書 1通（2020年4月1日以降発行のもの）
 - ⑤国籍と在留資格を証明する書類 1通（本会所定様式に貼付）
 - ⑥返信用封筒 1通（長形3号：94円切手貼付）
 - ⑦応募書類チェックシート 1通（本会所定様式）
6. 選考と決定 本会の選考基準に従って書類審査を行う。6月中旬までに選考結果を本人および学校宛に通知する。
7. その他 本会所定の諸行事に必ず出席すること（行事開催地より遠方の者については考慮する）。
8. 願書請求方法 願書等、所定の様式は、本会ホームページからダウンロード、または下記連絡先に確認すること。

新型コロナウイルス感染症への対応により、「学校長推薦書」の提出は不要となりました。

※応募書類によって得た個人情報、選考および応募者本人との連絡以外の目的には使用しません。ただし奨学金の重複受給を確認する目的に限り、他の奨学団体に姓名・生年月日等を開示することがあります。
※応募書類は返却しません。また、選考結果（採用および不採用）についての問い合わせには一切応じられませんので、ご了承ください。

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-8-1 新宿ビル9階
連絡先 電話 03(3343)5757 FAX 03(3344)3947
提出先 ホームページ：<http://www.korean-s-f.or.jp>
*電話対応時間 平日9:00～17:00



公益財団法人 朝鮮奨学会について

○本会の歩み

朝鮮奨学会は日本で勉強している韓国人・朝鮮人学生を支援するための奨学育英機関で、120年の歴史があります。1943年、日本政府から公益事業をする「財団法人 朝鮮奨学会」としての認可を得ました。

歴史の流れとともに幾多の変遷がありましたが、1957年に所属団体や思想、信条の違いなどを超越し、在日同胞が一致団結して理事会を再建しました。その後、日本の学識経験者とともに理事会・評議員会を構成して今日まで同胞学生のための育英事業を推進しています。

本会は現在、東京の新宿（本館）、代々木（別館）と大阪（関西奨学会館）にビルを所有し、これらの財産から得られる収益で、日本の高校・大学・大学院で学ぶ同胞学生に奨学金を給付するなどの事業を行っています。本会は日本政府からも本国の南・北の政府からも財政的援助を受けず、自主財源のもとに運営されています。

2012年7月31日、新公益法人制度のもと公益認定を取得し、同8月1日、「公益財団法人 朝鮮奨学会」に移行しました。

○主な事業

成績優良でありながら学費の支弁が困難な在日同胞学生と留学生に、奨学金を給付しています。大学・大学院奨学生は、1961年からの本格的な奨学金給付事業の再開以降で延べ約3万4千名、高校・高専の奨学生は1966年以降で延べ4万9千名になり、その奨学事業費の総額は約158億円に達します。

奨学生を対象にサマーキャンプ、^{오리} 高校奨学生文化祭、交流会等を開き、民族の自覚を育むとともに奨学生どうしの親睦をはかっています。年1回、会報誌「セフルム」を発刊しています。

※詳しくは本会のホームページを参照してください。

公益財団法人朝鮮奨学会定款

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本の諸学校に在学する韓国人・朝鮮人学生等の奨学援護を行うとともに、学術奨励と研究助成を行い、もって有為な人材育成と国際交流に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 奨学金給付
- (2) 学生支援及び学術研究奨励
- (3) 会館の運営
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

奨学金給与規程

第1章 総則

※公益財団法人移行に伴い、新しい定款に基づく「奨学金給与規程」を現在策定中です。

財団法人朝鮮奨学会寄附行為第4条に基づきこの規程を定める。

(奨学生の資格)

第1条 本会の奨学生となるものは、韓国人・朝鮮人であって、学校教育法第1条に規定する高等学校、大学（大学院を含む）に在学し、学業、人物ともに優秀で、かつ健康であって、学資の支弁が困難と認められるものでなければならない。

조선 장학회
公益財団法人 朝鮮奨学会

The Korean Scholarship Foundation

<http://www.korean-s-f.or.jp>

第六期りそな未来奨学生 募集要項

1.応募資格

当財団が対象とする高等学校に2020年度に新高校1年生として在学するひとり親世帯または両親のいらっしゃらない世帯の生徒で、勉学意欲があり学資の支弁が困難と認められる生徒とします。

2.給付期間・金額

高等学校1～3年次の3年間、月額15,000円(年額18万円)を奨学金として給付します。奨学金は4、10月(但し、初回振込のみ7月)に6ヶ月分ずつ本人名義の銀行口座に振込みます。

3.採用者数

当財団が対象とする高等学校から推薦を募り、選考の上40名程度を採用します。

4.応募方法

下記の必要書類を提出用封筒に封入のうえ、在学高校にご提出ください。在学高校にて推薦書等を添えてりそな未来財団に宛てて送付してください。

個人からの直接応募申込には応じられません。

(1) 応募者が記入・準備するもの

- ① 願書【書式1】【書式2】
- ② 住民票(本人及び願書記載の同居家族全員※続柄要、本籍地・マイナンバー不要)
- ③ 収入証明書(収入の証明書)※コピー可
- ④ 中学3年次の成績表の写し

(2) 学校より提出を受けるもの

- ① 推薦書(学校長の推薦書)【書式3】
- ② 在学証明書

「5月29日(金)まで」に変更されました

5.書類提出の締切

2020年4月28日(火)までにりそな未来財団に簡易書留にて郵送してください。なお、応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。

6.採否の通知と手続き

勉学の意欲・家計状況・課外活動等を総合的に評価し、選考の結果を6月中旬に在学高校に通知します。

7.今後の予定

- 2020年4月28日 応募締切
- 2020年6月 採用通知
- 2020年7月 奨学金振込(初回)
- 2021年3月(予定) 奨学生の集い
- 2022年3月(予定) 奨学生の集い
- 2023年3月(予定) 卒業激励会

8.奨学生へのお願い

奨学生に約束していただくことは以下の通りです。

1. 常に向上心をもって励み、他に迷惑をかける行為はしません。
2. 学業・スポーツ・文化活動に勤めます。
3. りそな未来奨学生としての公式行事「奨学生の集い」「卒業激励会」に出席します。

また、年1回の「成績表」、「作文」の提出(1年次3月と2年次3月と卒業時)をお願いしています。

なお、休学や長期の欠席等学校生活に変化が生じた際には、必ずりそな未来財団にご報告ください。詳細は裏面「りそな未来奨学金制度給付規程 抜粋」をご参照ください。

以上

連絡先：公益財団法人りそな未来財団

〒135-8582 東京都江東区木場1-5-65

TEL 03-6704-3879

<個人情報の保護について>

りそな未来財団が奨学事業に関して取得する個人情報は、当財団の奨学生選考、奨学事業に関する業務に限定して使用します。また、当財団としては奨学生情報の厳重管理により個人情報の保護には万全を期し、当財団の「個人情報保護方針」に基づき、適正に管理いたします。

高等学校等家計急変支援金について

独立行政法人国立高等専門学校機構

1. 制度の概要

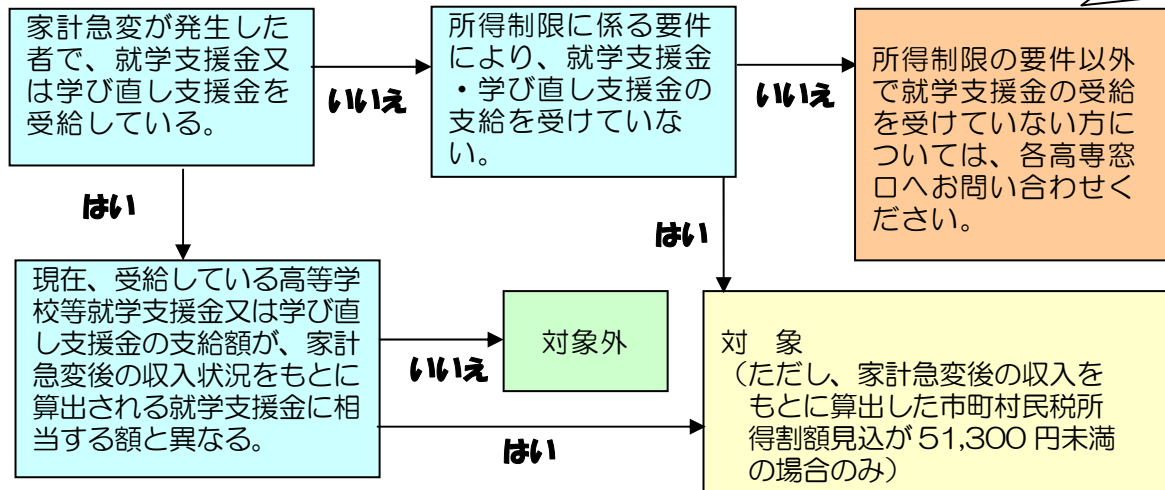
本制度は、保護者の**失職、倒産**などの家計急変により収入が激減した世帯に対して、高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の支給額に反映されるまでの間、家計急変後の収入状況をもとに算出される就学支援金に相当する額を支給するものです。

※保護者の離婚、死別により収入が減少する場合は、本制度の対象となりません。高等学校等就学支援金制度又は学び直し支援金制度にて、保護者の変更の手続きを行ってください。

※定年による離職は、家計急変の対象となりません。

問合せ先
大分工業高等専門学校
学生課学生支援係
TEL：097-552-6365

2. 対象となる者について



3. 支給期間及び支給額について

(1) 支給期間について

家計急変支援金の支給期間は、家計が急変した日の属する月の翌月から家計急変による収入状況が課税証明書等に反映されるまでの期間又は当該年度末（3月）を限度とします。

(2) 支給額について

家計急変支援金の支給額は、以下の表のとおりです。ただし、就学支援金又は学び直し支援金の支給を受けている場合は、これらの額との差額に相当する額とします。

区分	対象者	支給月額
A 家計急変後の収入をもとに算出した市町村民税所得割額見込が51,300円未満の場合	①旧就学支援金制度対象者	14,850円
	②新就学支援金制度対象者	19,550円
	③学び直し支援金対象者	
B 家計急変後の収入をもとに算出した市町村民税所得割額が非課税の場合	①旧就学支援金制度対象者 ②新就学支援金制度対象者 ③学び直し支援金対象者	19,550円

※家計急変支援金は学生本人（保護者等）が直接受取るものではありません。学校が学生本人に代わって国から家計急変支援金を受取り、授業料に充当するものです。

- ①高等学校等就学支援金旧制度対象者（平成26年3月31日以前から在学する者及び平成26年4月1日入学者で、平成26年3月31日以前より、高校等に引き続き在学する者）
- ②高等学校等就学支援金新制度対象者（平成26年4月1日以降に入学した者。ただし、平成26年4月1日以前より、高校等に引き続き在学する者は除く。）
- ③学び直し支援金対象者（高等学校等就学支援金新制度対象者であった者で、高等学校等を退学又は転学をしたことのある者）
※①～③の全てにおいて、国費留学生及び高校等を卒業又は修了した者は除く

なお、区分の判定にあたっては、家計急変後の収入を証明する書類をもとに、家計急変後1年間の年収見込額を推計し、以下の表により判断します。

《A 家計急変後の収入をもとに算出した市町村民税所得割額見込が51,300円未満の場合》

世帯構成		年収見込み
2人世帯	父又は母、高校生（16歳以上）	3,450,000円未満
	父又は母、高校生（15歳）	2,860,000円未満
3人世帯	両親、高校生（16歳以上）	3,500,000円未満
	両親、高校生（15歳）	2,910,000円未満
	父又は母、高校生（16歳以上）、大学生	4,244,000円未満
	父又は母、高校生（16歳以上）、中学生以下	3,450,000円未満
4人世帯	両親、高校生（16歳以上）、大学生	4,288,000円未満
	両親、高校生（16歳以上）2人	4,022,000円未満
	両親、高校生（16歳以上）、中学生以下	3,500,000円未満
	父又は母、高校生（16歳以上）、中学生以下2人	3,450,000円未満
5人世帯	両親、高校生（16歳以上）、大学生2人	5,058,000円未満
	両親、高校生（16歳以上+15歳）、大学生	4,288,000円未満
	両親、高校生（16歳以上）2人、大学生	4,022,000円未満
	両親、高校生（15歳）、中学生以下2人	2,910,000円未満

※年齢は、前年の12月31日時点の年齢とする。

※上記の例に該当しない場合は、個別に確認のこと。

《B 家計急変後の収入をもとに算出した市町村民税所得割額が非課税の場合》

世帯構成	年収見込み
3人世帯	2,214,286円未満
4人世帯	2,714,286円未満
5人世帯	3,214,286円未満

※上記の例に該当しない場合は、個別に確認のこと。

4. 提出書類及び年収の推計について

(1) 提出書類について

家計急変が発生したら、**家計が急変した翌月の10日まで**に以下の書類をご所属の高専窓口へ提出してください。

- ① 高等学校等家計急変支援金受給資格認定申請書
- ② 家計急変の発生事由を証明する書類
(離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出 等)
- ③ 家計急変後の収入を証明する書類
(再就職先の会社作成の給与見込、再就職先の直近の給与明細(3ヶ月分)、税理士又は公認会計士の作成した証明書類 等)
- ④ 家計急変前の収入を証明する書類
(就学支援金や学び直し支援金の申請時に使用した課税証明書 等)
- ⑤ 扶養親族を証明する書類
(扶養している配偶者及び22歳(大学生相当)未満の扶養親族の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書 等)

※雇用保険受給資格者証は、②③④を同時に証明する書類になります。
 ※②③は親権者全員分をご提出ください。
 ※③の書類が揃わない場合は、揃い次第、後日提出してください。
 ※②～⑤の書類は写しも可です。

(2) 年収見込額の推計について

- ・収入見込額には退職金、失業手当は含めません。
- ・再就職先の会社作成の給与見込等がなく、給与月額等で推計する場合は、次の計算方法によります。
 直近3か月の平均給与月額×12月

5. 留意事項

再就職等で収入状況に変更があった場合は、速やかに届け出てください。新しい収入状況をもとに新たに年収見込額の推計を行い、収入基準を超過する場合は支給を停止します。また、収入基準を超過していることが発覚した場合は、家計急変支援金の返納が発生します。

なお、家計急変支援金を受給している学生が休学、復学する場合、支給停止又は支給再開の手続きが別途必要となりますので、ご所属の高専窓口へ申し出てください。